

1. 短時間労働者の雇用・就労状況について

会員企業数	外食企業・正会員約 440 社、賛助会員 3500 社
店舗数	約 7 万 7 千店
売上高	約 6 兆円

外食産業市場規模	約 16 兆 9 千億円（令和 3 年度）
外食事業所数	約 550,000 店（令和 3 年度経済センサス）
従業員数	約 4,050,000 人（令和 3 年度経済センサス）
業 態	ファミリーレストラン、ファストフード、居酒屋、ディナーレストラン、喫茶店等
雇用上の特徴	店舗の規模、立地、業態等により異なる。概して 1 店舗平均で正社員 1～3 名程度で、多くのパート労働者により外食店舗が運営されている。一般に 1 日あたり平均 4 時間程度働くパート労働者と雇用契約し、勤務時間・曜日、時間帯など本人の希望に応じたシフト勤務をとっている。パート・アルバイトなどの短時間労働者比率は約 90%となっている。

1. 労働者の就労の実態について

・短時間労働者の雇用・就労を取り巻く環境変化

3 年以上に及ぶコロナの影響により外食産業は大きな打撃を受けた。飲食店の廃業、時短営業等による大幅な売上減少、店舗閉鎖、経営悪化等によって外食産業の市場規模は大幅な縮小を余儀なくされた。こうした厳しい状況の中で外食各社は従業員の雇用・生活を守ることを最優先としてきた。昨年 5 月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が 5 類に移行し、日常の暮らしに身近な行動制限がなくなり、人流の戻りやインバウンドの回復、ペントアップ需要など、経済活動が正常化し、外食産業は令和 5 年春以降、回復基調となった。しかし、外食需要が回復する中で深刻な人手不足など経営環境は現在も不透明な状況。

2. 被用者保険の適用拡大の影響・課題について

・過去の適用拡大が短時間労働者や企業に与えた影響

2016 年（平成 28 年）に 501 人以上の企業が適用対象になった後に、実施した協会調査（令和 2 年）によると、週 20 時間未満での就労を選択した短時間労働者が「予想以上に多かった」と回答した企業が 14%、「多かった」と回答した企業が 36%となっており、適用拡大が人手不足の原因の一つとなったといえる。

・さらなる適用拡大が行われる場合の影響見込

週 20 時間を仮に 15 時間に引き下げた場合、短時間労働者はどのような選択を行うかについても企業へ調査したところ、「15 時間未満で働く」と回答した企業が 41%、「15 時間以上働く」と回答した企業が 15%となっており、線引きをしても新たな「壁」が生じる。

3. 働き方の多様化が進展することに伴う課題について

社会保障審議会・年金部会で「企業規模要件の撤廃」「個人事業所の非適用事業種の解消」が大きな重要課題として議論されている。しかし、外食産業はチェーン展開を志向する企業のみならず、小規模・個人での営業形態が圧倒的に多く、こうした小規模・個人店に大きな影響を及ぼすことから慎重に議論すべきである。さらに、週労働時間 20 時間未満の短時間労働者への適用拡大についても議論されているが、そのためには、まず「企業規模要件の撤廃」「個人事業所の非適用事業種の解消」の課題を最優先して解決すべきである。

週労働時間 20 時間未満の短時間労働者への適用拡大について、年金部会での意見として、雇用保険の新たな加入基準である週 10 時間を参考に社会保険の適用拡大を進めるべきという意見がある。

これに対しては、前述のとおり新たな「壁」が生じることになる。

また、標準報酬月額 8.8 万円（106 万円）の引き下げについても下げられるのではないかと、との意見もある。しかしながら、この場合、現行の国民年金の保険料との関係で不公平を助長することになる。年金制度の抜本改革に向けては、基礎年金の全額税方式を検討し、併せて必要な財源について社会保障と税の一体改革の中で検討を行うべきである。